



司法書士 かがしま

会報 No.104

「のぞいてみて下さい」

サイトマップ | 個人情報保護方針



鹿児島県司法書士会

背景色の色

白 黒 青 黄

A

文字サイズ変更 小 中 大

会員専用

[トップページ](#) [司法書士の業務](#) [司法書士検索](#) [相談会のご案内](#) [法律教室](#) [鹿児島県司法書士会について](#)

[サイト内検索](#)

地元専門家による
なんでも相談
公的に認められた9団体の専門家が
あらゆる相談に無料で応じます。

相談無料
予約不要

2017 2/11(土) よかセンター鹿児島
11:00～15:00 キャンセ7F 第1会議室(鹿児島中央駅西イオン7階)

[相談会のご案内](#)

[司法書士検索](#)

[法律教室](#)

無料サービス
鹿児島県司法書士会調停センター

新着情報

[全ての一覧をみる](#)

- [2017/01/06] [相談会のご案内](#) 【地元専門家によるなんでも相談】2月11日(土)に開催します。
- [2016/12/26] [相談会のご案内](#) 【南大隅相談センター】1月の相談日をお知らせします。
- [2016/12/26] [相談会のご案内](#) 【電話相談】1月の相談日をお知らせします。
- [2016/12/24] [相談会のご案内](#) 【甑島(長浜)】1月28日に相談会を開催します。
- [2016/12/22] [相談会のご案内](#) 【鹿児島市役所・支所】1月の相談日をお知らせします。

司法書士の業務 こんな時、司法書士にご相談ください

[家・土地について](#)

[遺言・相続について](#)

[成年後見制度について](#)

[借金問題について](#)

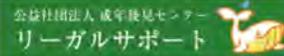
[会社について](#)

[裁判について](#)

[その他業務について](#)



日本司法書士会連合会



鹿児島県司法書士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階
(日本赤十字社と鹿児島地方法務局の間)

TEL : 099-256-0335 FAX : 099-250-0463

司法書士の業務

司法書士検索

相談会のご案内

鹿児島県司法書士会について

[司法書士倫理](#)

[民事法律扶助制度](#)

[リンク集](#)

[司法書士に対する苦情について](#)

KAGOSHIMA No. 104

| | | | |
|--------|----------------------------|---------|----|
| 新年のご挨拶 | 鹿児島県司法書士会会長 | 上前田 和 英 | 1 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島地方法務局長 | 山 本 芳 郎 | 3 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島地方・家庭裁判所長 | 松 井 英 隆 | 5 |
| 新年のご挨拶 | 日本司法支援センター(法テラス)鹿児島地方事務所所長 | 鳥 丸 真 人 | 7 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島地方検察庁検事正 | 原 島 肇 | 9 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島県土地家屋調査士会会長 | 桐 原 茂 太 | 11 |

関係団体 新年のご挨拶

| | | |
|---------------------------------|---------|----|
| 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部支部長 | 内 田 大 介 | 13 |
| 一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会理事長 | 安 田 雅 朗 | 14 |
| 鹿児島県司法書士政治連盟会長 | 新 山 隆 志 | 16 |
| 鹿児島県青年司法書士会会長 | 田 中 喜 久 | 17 |

「年男・年女」アンケート

| | | |
|---------|-------|----|
| 大 平 重 義 | 川内支部 | 19 |
| 島 田 博 子 | 南薩支部 | 21 |
| 橋 口 孝 章 | 霧島支部 | 22 |
| 藏 園 真 一 | 鹿児島支部 | 23 |
| 愛 甲 重 文 | 霧島支部 | 24 |
| 辻 勝 則 | 大島支部 | 25 |
| 坂 口 松 平 | 鹿児島支部 | 26 |
| 有 馬 勝 郎 | 鹿児島支部 | 26 |
| 児 玉 邦 宏 | 鹿児島支部 | 27 |
| 田 中 英 修 | 大隅支部 | 28 |
| 田 中 和 俊 | 鹿児島支部 | 28 |
| 田 中 孝 史 | 鹿児島支部 | 29 |
| 藺 田 貴 充 | 鹿児島支部 | 30 |
| 柳 田 明日香 | 鹿児島支部 | 31 |
| 小 野 夏 実 | 鹿児島支部 | 31 |
| 木 藤 貴 文 | 鹿児島支部 | 32 |

特別寄稿

| | | |
|---------------------|---------|----|
| 全国青年司法書士協議会会長に就任して | 梅 垣 晃 一 | 34 |
| 熊本地震の避難所での法律相談に参加して | 新 村 明 俊 | 36 |

「ちょっと、おじゃまします。」事務所紹介コーナー

| | | |
|------------|-----|----|
| 司法書士本庄宏事務所 | 編集部 | 38 |
|------------|-----|----|

新入会員紹介

| | | |
|------|-------|----|
| 乾 悟 | 大島支部 | 41 |
| 野間修二 | 霧島支部 | 41 |
| 久井一弘 | 鹿児島支部 | 42 |
| 石本憲史 | 大島支部 | 43 |
| 新田大博 | 霧島支部 | 43 |
| 佐藤優希 | 鹿児島支部 | 44 |



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会 長 上 前 田 和 英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年を迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年も、政府は、主眼として掲げた経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく推し進めてきているものの、その結果が思うようにならないため、本来ならば平成29年4月1日から10%へ引き上げを予定していた消費税について、平成31年10月までの再度の延期が決定されました。このように、まだまだ地方においても景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況であると思われまます。

さて、私が2期目の会長に就任して、任期満了まで残すところあと半年足らずとなってまいりましたが、会務執行につきまして、なかなか会員の皆様方の満足を得られていない点が多々あると思われまます。残された時間において、執行部一同自覚と責任を持って事業執行にあたっていく所存ですので、皆様方のご理解ご協力の程お願いいたします。

昨年の新年挨拶の中でも書かせていただきました司法書士法改正につきましては、昨年の6月23日・24日に開催された連合会総会において承認された平成28年度の事業計画に示された司法書士法改正の今後の流れをご報告いたします。まず優先的に次の4つの項目①「使命規定の新設」②「相談業務の明確化」③「懲戒制度の改善」④「周旋禁止規定の新設」について早急な成立を目指して改正要望し、継続検討項目として「家事事件への関与」「簡裁代理権の拡充」「研修義務化」「登録前研修の要件化」等司法書士制度の存続発展のために必要な項目についての改正を実現していく予定とのことであります。

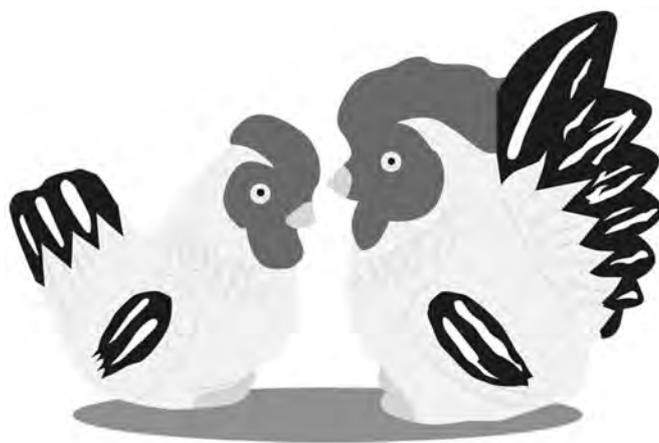
しかし、現在法務省との間で協議がなされている「法定相続情報証明制度」についての進展がいまなお不透明な状況から推察すると、司法書士法改正の早期実現は、なかなか困難な状況であると思われまます。

今後も、司法書士法改正についての動向につきましては、会長会等での情報を入手でき次第、皆様方にお知らせしていきたいと考えまます。

また、昨年の定時総会において、支部長並びに代議員の皆様方のご理解の上、ご承認をいただきました会則改正についても、平成28年度末までには、法務省より認可されるものと思われま

す。その改正条項の中でも、鹿児島会として初めて代議員制総会から全員参加制による総会へ移行することとなるため、平成29年5月20日に開催予定の平成29年度定時総会においては、多くの会員の皆様方が出席され、さまざまなご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただけるよう執行部一同努力してまいりますので、是非とも定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 山本 芳郎

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様におかれましては、御家族と共に、お健やかに新年を迎えられたことと拝察し、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の適正かつ円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝しています。

平成28年を振り返りますと、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）」、「日本再興戦略2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において、空き家の活用や都市開発等の円滑化を図るため、土地・建物の相続登記を促進することが盛り込まれるなど、相続登記の促進は政府の重要施策の一つとして位置づけられました。

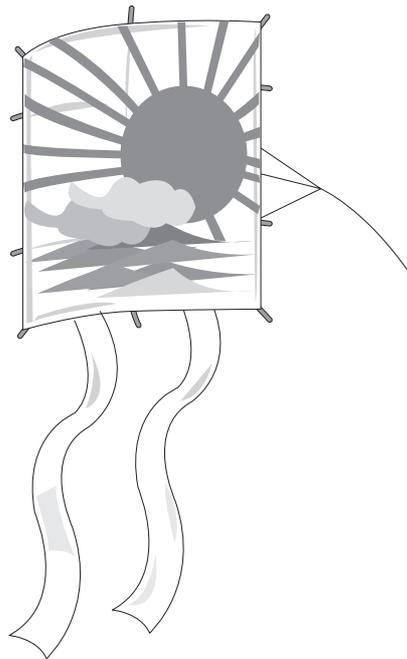
これを踏まえ、当局は、7月に、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と連携・協力して「相続問題等（空き家、空き地）休日無料相談会」を共催するとともに、一部の登記所においては貴会と御一緒に自治体訪問を行い相続登記の促進を要請したほか、10月に開催した「全国一斉！法務局休日相談所」においても貴会から多大な御協力を賜り、一定の成果を収めることができました。改めて厚く御礼申し上げます。

また、政府の重要施策の一つである「国が申請主体となる手続分野におけるオンライン申請の積極的な利用」方針の下、当局は、オンライン登記申請の更なる利用を図るため、「オンライン利用促進強化月間（7月から9月）」を設けて、各登記所の職員が会員の皆様にオンライン申請の御利用をお願いしたところ、オンライン登記申請の利用率は若干ですが着実に増加傾向にあります。引き続きの御利用をお願い申し上げます。

さて、新しい年を迎え、当局は、政府の重要施策の一つである相続登記の促進につきまして、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と連携して、近く、「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクトを創設し、これまで以上に相続登記の必要性・重要性を広く国民に広報するほか、各種相談会や講演会の企画・実施などの事業を展開する運びとなっています。また、昨年末に、法務省がパブリックコメントを開始した「法定相続情報証明制度（仮称）」を始めとする新たな施策を着実に実施していくためには、当局と貴会の緊密な連携・協力が必要不可欠と考えますので、引き続き、貴会及び会員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様には、登記・供託のみならず簡易裁判所における訴訟代理や成年後見等を含め、国民に身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げるとともに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員及び御家族の御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。





新年のご挨拶

鹿児島地方・家庭裁判所長 松井英隆

明けましておめでとうございます。

本年も、鹿児島県司法書士会及び会員の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年度は、裁判所の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

私は、1月1日付けで鹿児島地方・家庭裁判所長を拝命いたしました松井英隆(まついひでたか)でございます。廣谷章雄前所長の後任として、横浜地方裁判所(民事部)から転勤して参りました。実は、平成5年4月から3年間、鹿児島地家裁鹿屋支部で勤務していたことがあり、その意味では、2度目の鹿児島勤務ということになります。鹿屋支部在勤当時には、本庁出張等の際に利用する垂水フェリーから見る刻々と変化する桜島の姿に魅了されていました。桜島の姿を間近に望める人情の厚い地において、再び勤務できますことは、この上ない幸せであると感じています。

ところで、民事裁判の分野では、地方裁判所の新受件数としては落ち着きをみせています。管内簡易裁判所における民事訴訟事件の動向も、交通損害賠償訴訟事件は増加が続いていますが、訴訟事件全体では減少が続いております。このような中、近時の情報化の進展や国民の権利意識の高まり、さらには価値観の多様化等に伴って、判断に至る理由の納得性や手続保障に欠けるところはないかといった点に関しても、国民の期待は強まってきています。刑事裁判の分野では、始まって7年あまりが経過した裁判員裁判は概ね安定的に運営されていますが、公判前整理手続の長期化への懸念など引き続き検討すべき課題も存しています。

また、家事事件の分野では、家事事件手続法の趣旨に沿った手続運営が定着しつつあるところ、成年後見制度については、その利用促進を図るための立法がされ、制度に対する国民の関心には的確に応えられる事務運用の在り方について検討するとともに、調停手続については、その充実にとどまらず、審判や人事訴訟との連携を更に進め、安定的な事務の在り方や処理態勢を検討していく必要があります。

そして、このような変化や課題に対応していくには、各裁判官が審理運営の改善に取り組むのはもちろんですが、簡易裁判所における訴訟代理人や成年後見事件において、専門職等として事件に関わられる司法書士の皆様のご協力が重要であり、紛争の適正、迅速な解決等のため、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

昨年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、裁判所においてもその趣旨を踏まえ、裁判官を含む裁判所の職員が事務を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱をすることなく、また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に合理的な配慮を行うことができるよう基本方針や対応要領の趣旨に沿った手続を実現する必要があるとされています。また、これとはやや観点を異にしますが、当事者や関係人に対する加害行為はあってはならないことであり、これを抑止するための適切な対応が求められます。もっとも、これらの合理的な配慮や安全確保策を講じる上では、当事者・関係人により密接に対応されている皆様方の有する情報が有用であり、是非早めに、また幅広く情報提供いただき、手を携えて必要な対応を講じて参りたいと考えております。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして素晴らしい1年となりますことを心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成28年は、4月に日本司法支援センターの設立10周年、10月に鹿児島地方事務所をはじめ全国各地の地方事務所の開設後満10年を迎え、さらには総合法律支援法の改正法が5月に成立するなど、節目の年でした。

上前田会長をはじめ会員の皆様には、書類作成援助、法律相談援助、審査、情報提供業務等にご協力いただき、鹿児島地方事務所も無事に業務を遂行することができました。また、児玉副所長には執行部の円滑な運営にご尽力いただいているところです。心より感謝申し上げます。

法テラスは、独自に紛争を解決する機関ではなく、情報提供業務を中心にして、関係機関に繋いでいくことを本来の役割としています。司法改革の理念は明確ですが、組織として特殊であり、国家予算の制約もあり、この10年を振り返って組織としてさまざまな問題が指摘されています。

総合法律支援法の改正は、認知機能が十分でない高齢者・障がい者、あるいはDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する援助を拡充しようとしています。資力要件の壁が理念の前に立ちまだける。救済の幅を広げるには、利用を躊躇うことがないよう、資力を問わないでとにかく法律相談を受けてもらい、援助に繋ぐのが理想的です。しかし、資力のある人には、結果として費用を負担してもらわないので、どういうことかと言われかねません。これをどう調整するのでしょうか。

事業計画の中核に据えている司法ソーシャルワークの推進にしても、活動のあり方に難しいものがあります。ある会議で、法テラス職員が持ち込まれた福祉問題について関係機関に出向いて協議に参加し一緒に活動を行い、スタッフ弁護士も助言し、福祉問題と法律問題を解決したケースが紹介されました。いい結果が得られたので、評価されていいでしょうが、情報提供業務を本来業務とする法テラスがどこまで関与すべきか、あるいは関与できるのか、考えさせられます。考えながら思い出したのが、ポール・ゴーギャンの「我々はどこから来たのか、我々は何者か、我々はどこへ行くのか」という問いかけでした。平成21年9月に東京国立近代美術館の企画展で見た縦139cm×横374cmの大きな作品の左上隅に書き込まれたものです。

法テラスがどのような方向を目指すのか、どこに向かおうとしているのか、よく見えません。しかし、すでに新たな10年が始まっています。関係機関の協力を得られないことには、法テラスの業務は成り立ちません。地域の住民に親しまれてきた司法書士の皆様には、これからもご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 原 島 肇

新年あけましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

ところで、皆様は、鹿児島の治安についてどのように感じておられるでしょうか。

昨年、警察庁は、全国47都道府県ごとに住民の体感治安を探る全国調査を実施しました。その結果が最も良かったのは山形、最も悪かったのは大阪で、鹿児島はというと17番目に良い結果でした。まあまあというところでしょうか。

そこで、「体感」ではなくて、実際にはどうかということで、各都道府県の人口100人当たりの刑法犯認知件数（交通違反や交通事故を除く）を比較してみました。すると、鹿児島は、その少なさにおいて全国7位でした。鹿児島は、「体感」だけではなく、実際に治安が良いのです。ちなみに、最も良いのは秋田、最も悪いのは大阪でした。

鹿児島の治安が良い理由について考えてみますと、まず、鹿児島は、教育熱心で、勉学だけではなく、人としての教育にも力を入れていることが挙げられると思います。私が、鹿児島に来て最初に感心したのは、道ですれ違う子供たちがよく挨拶をしてくれること、そして礼儀正しくて人なつつこいことでした。鹿児島では、小学校の校訓に「負けるな。嘘を付くな。弱い者をいじめな。」が掲げられるなど、薩摩藩の時代から続いている卑怯を恥とする武士道精神に基づいた教育がなされています。すごいことだと思います。

次に、鹿児島の方は、鹿児島人であることに誇りを持ち、郷里に強い愛着を持っておられ、みんな鹿児島を良くしようという気持ちが強いです。皆さんが、それぞれの立場で、鹿児島を良くしようとして活動されている点が挙げられると思います。それを象徴しているのが、K T S鹿児島テレビが放映しているドラマ「薩摩剣士隼人」ではないでしょうか。私は、この番組が好きで毎週見っていますが、鹿児島人の郷里を愛し、良くしようとする心がひしひしと伝わってきて、毎回「鹿児島はすごいな。」と感心しています。

この点、鹿児島県司法書士会では、司法過疎の解消と市民への法的サービスの拡充を目指して、法律相談センターの運営や過疎地巡回相談会を開催し、高校生のための消費者教育教室、小学生の法律教室等を実施されていると伺っています。このような鹿児島の皆様の地道な取組みが、鹿

児島の治安向上にもつながっているのだと思います。

治安の良さは鹿児島の大きな財産です。これからも守っていかなければなりません。

鹿児島地検としては、警察等関係機関と連携して、皆様のご協力をいただき、鹿児島をより治安のよい街とするため、邁進努力していく所存でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

最後に、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 桐原 茂 太

明けましておめでとうございます。

希望溢れる新しい年を迎えて、司法書士会の皆様方におかれましては益々ご清祥のことと深甚よりお慶び申し上げます。そして、旧年中はもとより常日頃から鹿児島県土地家屋調査士会にご支援、ご厚情かつご理解を賜りまして深謝申し上げます。本年も当会は、私法秩序を整える関係者の皆様と国民の皆様の負託に応えられるように、より良い鹿児島県土地家屋調査士会として活動していく所存ですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会の事も含めて少しご報告します。

旧年に於きまして、熊本震災を前後して鹿児島県、鹿屋市、鹿児島市、薩摩川内市と続けて災害協定締結を済ませました。全県では8団体となります。我々不動産表示登記の専門家集団である土地家屋調査士会と官公署発注の嘱託登記をさせていただいております公嘱協会とが、県民の皆様のために職業社会奉仕する機会として災害協定の推進を図ってきました結果として、より現実的で具体的な内容の協定が締結できまして、ある程度の備えができたと感じております。たとえば、離島、火山を抱える鹿児島県特有の災害における住家被害調査員の派遣や不動産表示登記の専門性と心にやさしい対話術を持った認定土地家屋調査士資格者による相談業務など、迅速かつ円滑に対処して県民の皆様の生活の安定に寄与することができると感じます。また、空き家等対策におきましても、薩摩川内市、伊佐市、出水市、南九州市、鹿児島県、鹿屋市の協議会の構成員として参画し協力していくことになりました。司法書士会、鹿児島地方法務局と共にその専門性をフルに発揮して市民の皆様の負託に応えていきたいと思っております。

これらの社会福祉サポートは実現困難な諸問題を抱えています。それは、災害協定に基づく支援の後には復旧復興があり、空き家対策協議会の後にもその実行があり、そこで障害となる所有者不明土地や相続未登記問題が生じて遅々として進んでおりません。その他にも公共事業の都市開発、農地山林地の利活用等々の円滑な運用のためには、それらの問題の解決が優先されます。各省庁に於いてガイドライン等での対策が講じられておりますが、現制度では対処療法としてもなかなか解決困難な大問題だと感じます。各専門士業団体でも事業対策プライオリティナンバーワンだと思いますが、それにも増して我々は、法務登記行政、実務経験の当事者なので法務

局と連携して解決に向け積極的に議論検討し、政府や国民に向けてアピールし続け、サポートし続けていく義務があると感じます。現在その表れとしまして、空き家対策に於きましても、未来につなぐ相続登記、法定相続情報証明制度に於きましても、土地家屋調査士会、司法書士会、鹿児島地方法務局とで連携して行動しております。これからも様々な法務登記行政関連事業にて連携してアクションを起こし、インパクトをもって訴え続けることが国民の権利の明確化に寄与できる可能性を感じます。継続拡大していきましょう。なぜそれができるのかと言えば、歴史ある登記行政に共に携わってきた信頼の証があるからではないでしょうか。

皆様。素晴らしい年になりますように！





新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
鹿児島支部支部長 内田 大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

近年、高齢化社会の進展とともに成年後見の需要が高まりを見せつつありますが、昨年は成年後見制度利用促進関連二法が成立したことで、マスコミやニュースで大きく取り上げられ話題となりました。認知症高齢者の数は現在500万人ともいわれる中、実際に成年後見制度を利用されている方は18万人程度と制度利用が進んでいない状況がありますが、本法の成立により、今後さらなる利用促進が図られるようになると思われまます。制度の一端を担う我々司法書士も襟を正して、この節目の時期を迎えたいと思います。

さて、リーガルサポートは今年で設立18年目を迎え、高齢者・障害者の福祉・権利擁護の分野における役割がますます重くなってきている一方、昨年9月に法人業務適正検討有識者会議の最終報告が出され、不祥事対策や組織体制の見直しを迫られております。今まさに組織の将来像を描き直す時期が来ているものとして、指摘された反省点を真摯に受け止め、改革を進めることこそが国民の信頼、制度の信頼を保ち得る手段と考えます。会員の皆様と共に考え、意見を交わしてまいりたいと思います。

また、家庭裁判所や地域包括支援センターをはじめとする関連団体には、実際の案件や協議会等の場でいろいろと意見を交換させていただいておりますが、その努力の甲斐あって次第に連携がスムーズになってきているように思われ、本人の権利擁護のためにも大変心強いこととこの場をお借りして感謝申し上げます。

家庭裁判所からの推薦依頼件数は増加の一途を辿っており、また、成年後見に係わる相談件数も増えてきておりますので、今後ますます会員の皆様のお力が必要となってまいります。どうぞよろしくご理解・ご協力ください。

そして、今年度予定している新たな取組みとしましては、未成年後見事件の受託における支援体制構築、研修会実施が挙げられ、その他各市町村において実施される市民後見人養成事業への参画（委員の派遣、研修実施など）が予想されます。

最後になりますが、会員の皆様のご多幸とますますのご活躍をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会
理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、公嘱協会におきましては、公共事業が減少し予算も削減されてきていることにより、年々受託額が減少していますが、平成27年度の受託額はわずかながらも目標額を上回り、今年度も現在のところは例年並みの受託水準を保っており、なんとか運営を継続している状況にあります。九州では、福岡・熊本・宮崎・鹿児島の4県において公嘱協会がまだ存続していますが、一様に受託の増加は見込めない状況が続いているとの報告を受けています。

このような厳しい受託状況ではありますが、近年、自治体の職員では手の付けられないような複雑な事案の依頼が増えてきており、公嘱協会の必要性を改めて感じています。各自治体には公嘱協会の職能を活かせる案件が山積していると思われ、継続的に働きかけていくことで、当協会の維持、発展につなげることができるのではないかと考え、今年度も各自治体に対し、当協会の積極的な活用をお願いしているところです。

まず、鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、用地調査員では処理困難な案件について発注していきたいというお話をいただき、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を少しずつ受けるようになりました。また、県の外郭団体である道路公社からも協会活用のお話をいただいています。さらに受託業務を拡大すべく、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、簡易裁判所での訴訟手続案件については公嘱協会に積極的に発注いただくよう関係部署に対し要望いたしております。

また、鹿児島市においては、道路管理課から受託している相続調査について、業務の流れが定着しつつありますので、今後も担当者や公嘱土地家屋調査士協会との連携を密にし、問題点等は改めながら、他の課についても活用いただけるようお願いしてまいります。また、市議会議員顧問の先生方には当協会の状況をご理解いただき、ご尽力いただいております。今後も、当協会を広く活用いただくためにご協力いただくようお願いしてまいります。

その他各市町村に対しては、定期的に相談会等の案内を行い、当協会の周知を図っています。今後も継続的に働きかけ、困難事案の掘り起こしに努めたいと考えます。

会員の皆様におかれましては、自治体から公嘱案件について相談が寄せられるようなことがあ

りましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願い申し上げます。社員の皆様におかれましては、相続調査等面倒な案件を受任する機会が増え、煩わしく感じられることもあるかと存じます。公嘱業務については、公共の利益のための寄与であるということをご理解いただき、ご協力のほどお願いいたします。また、総会の開催に合わせて業務研修会を開催しております。多くの社員の皆様と意見交換を行い、より良い協会運営に努めたいと考えますので、積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会長 新山 隆志

会員の皆様，本誌を取られた皆様明けましておめでとうございます。

皆様にとって健やかな新春を迎えられた事とお慶び申し上げます。

さて，司法書士制度及び司法書士を取り巻く環境は，年毎に変化してきております。会員の皆様は，その変化に対応すべく日々研鑽を積み国民の負託に応えられるよう努力されていることと思います。

本年度においては，法務省より「法定相続情報証明制度（仮称）」が発表され，連合会においては，反対意見を述べたみたいであります，おそらく本年，結論が出ることと思われます。

私たちの司法書士制度は幾多の法改正を経験し，真に国民の為の制度になるように法改正がなされたものと考えられます。しかしながら，どのように新たな改正がなされようとも，国民の望んでいる期待に応えることができなければ法改正も意味のないものとなってしまいます。そして，司法書士に幅広い権限が与えられたとしても，受け手である個々の司法書士がどのような選択をするかにより，結果が違うものになります。

司法書士制度が未来に向けて発展する為には，日々の仕事において国民の信頼を積み重ねていくことが大切であり，その，積み重ねられた歴史の中に現在の制度が構築されているものと思われれます。

さあ，新しい一年が始まりますが，次の世代の方たちに素晴らしい制度を引き継げられるよう頑張りましょう。



新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 田中喜久

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年を振り返りますと、リオデジャネイロオリンピックでの日本選手団の活躍や、東京工業大学の大隅良典栄誉教授がノーベル生理学・医学賞を受賞されるなど明るいニュースがある一方で、熊本地震や鳥取地震、度重なる台風の上陸など、自然災害の多い一年でもあり、被災された地域の皆様には大変な一年であったかと思えます。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様に笑顔が戻ることを心より願っております。

熊本地震に関しましては、当会において「災害時の相談対応～熊本の復旧に向けて～」をテーマに研修を行い、また、全国青年司法書士協議会が開催した熊本地震一斉相談会に、当会より5名の相談員を派遣いたしました。被災地においては、いまだ復興の途上であり、当会としてもできる限りの支援を続けていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、当会では昨年も様々な活動を行いましたので、本誌面をお借りして当会の活動を紹介させていただきます。

まず、対外的な活動として、例年に引き続き、児童養護施設における法律教室や更生保護施設における法律教室・法律相談会を実施いたしました。同事業においては、法律知識を教えることの難しさを感じる反面、子どもたちや受講者から勉強になったとの声を聞くことができ、やりがいを実感することができました。使用するテキストの改定も随時行っており、より良い法律教室が開催できるよう工夫を重ねていきたいと考えております。また、全国一斉養育費相談会や労働トラブル110番などの相談事業や、NPO法人が実施している路上生活者への炊き出しへの参加及び来られた方々への相談会（青空相談会）を実施しました。特に、全国一斉養育費相談会においては、昨今子どもの貧困が叫ばれている中で、我々にとっても司法書士としてどのような支援・アドバイスができるのか考えさせられる良い機会になったものと思えます。

会員を対象とした活動としては、会社法務や民法（相続関係）改正に関する研修会を実施した

り、初夏レクリエーションや新合格者の歓迎会を兼ねた忘年会を開催するなどして、会員相互の親睦を深めています。

今後も、生活保護110番など様々な事業を行って参りますが、本年4月1日、2日には、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の業務研修会が鹿児島において開催されることとなっており、現在、実行委員会を中心に準備を進めているところです。当会の会員数は128名（正会員77名、賛助会員51名）にのぼりますが、今後の事業執行及び業務研修会の成功のため、会員の皆様には重ねてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

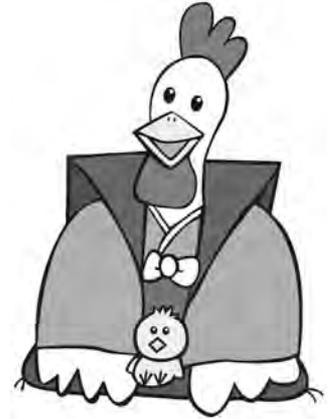
最後になりましたが、会員の皆様のご多幸と益々のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



「年男・年女」アンケート

「年男・年女」の会員から、このコーナーでは、主に次の項目で原稿をお寄せ頂きました。

- ① 氏 名
- ② 所属支部
- ③ あなたの健康法は？
- ④ あなたの座右の銘は？
- ⑤ 最近、嬉しかったことは何ですか？
- ⑥ 司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？
- ⑦ あなたを動物にたとえると何の動物ですか？
- ⑧ あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせ下さい
- ⑨ 自由作文「酉年に想う」



酉年（年男）に想う

② 川内支部 ① 大平重義

（長年司法書士業務に当たって）

私老輩は、司法書士業を開業して以来57年になる。

いつしか、超後期高齢業者となってしまった。正に、司法書士業務の今日までの歴史の変遷を見守ってきた。

小生が司法書士業務を開業した当時、登記事務制度がコンピュータ化されることは、全く予想しないばかりでなく、コンピュータ化出来るはずがないと確信しきっていた。

ところが、C I産業（コンピュータ・インダストリ）の進化はめざましく、瞬く間にこれが達成されてしまった。

小生は、このような登記事務改革にあつて、我々業者は今後どのような立場で生き残れるのかにつき、大変危惧したことがあった。

しかし、これについては法務省の名案か、司法書士は登記原因の事実につき、真正な当事者の意思確認をするという立場で関与する、公証人的存在を認められることになった。

我々は、このおかげがなければ、生き残れなかったことを深く銘記して、小生も公証人的職責を自覚して、真正な登記原因証明情報オンリーの登記申請を行っているところである。

小生も辛うじて、オンライン登記事務に精通できるようになり、文明の利器をありがたく受けているところであるが、しかし反面、地元の者が県外で最寄りの司法書士に対し、地元の土地の相続依頼する者が大変多くなり、登記事件が年々少なくなるデメリットの方が高いようである。

今後も、C I産業はますます進化していく。例えば、税金の申告につき、マイナンバー制度の下

で、所得者の収入、支出につき、逆探知的に把握し、所得税を税務署が直接徴収する時代が到来し、関連職業が忽然消滅するとの報道がなされる今日である。

しかしながら、我々のこの当事者意思確認という、精神メンタルには介入できないであろうと確信しているところである。

また、一難去って又一難、今度は規制緩和の改革に乗じて、無資格で我々の仕事を横取りする他業種が卑しくも暗躍し始めたことである。

これに対しては、政治連盟がもっと積極的に振りかまわず、毅然として反対されるべきであるが、小生の感じとしては、余りにも消極的であったように思われる。

我々の業務が、国民の財産の保全・安全円滑な取引監視役として、存続していくことを願うものである。

(健康で長寿のために)

小生は、なま、83歳になるが、健在で今だに好奇心が旺盛で現職に励んでいる者である。

小生の若かりし頃は、マルクス経済学とか・哲学を半かじり、インテリ気取っている者であった。

今仕事が少なくなり、これを取り出して、懐かしく面白く、読みふけることがある程である。

小生の健康の第1条件は、水分のキメ細かな取り方にある。即ち、24時間血液をサラサラ循環させる為に、水分を取ることである。そこで、水の中の酸素を体全体に補給し、同時に酸素が燃焼し活性酸素となり老廃物となったものを、循環する血液を通じ尿から排出すること。

もし、血液が水分不足し新鮮な酸素が不足し、サラサラ循環しなくなれば、体内に老廃物が溜まる。すると、免疫抗体が弱くなる。

又、ガンとは、自己細胞が内的・外的要因により、老若を問わず突然変異を興し変質細胞になる。これが無限に増殖するのが「ガン化」と言われている。

そこで、内的要因としての老廃物が体内に溜まると、免疫抗体が弱くなり、自己細胞が突然変異し、ガン化する。

そこで、小生はこのメカニズムを理解して、水を1時間にコップ半分の割合で飲んでいる。体内に老廃物が溜まるのが内臓疾患の根源である。

特に水分の補給は、脳溢血に最大の効果を発揮するのである。かつて小淵総理が、小澤氏と会談中に脳溢血で倒れた。この場合は目の前にコップの水があるのに飲まずに、夢中になって、何時間も会談していたという。これこそ、まさに血液がドロドロになり、脳の毛細血管に詰まった適例である。

血液が24時間サラサラ流れ、新鮮な酸素を補給することを念頭において、きめ細かに飲むことが肝要である。(もっとも、水は今日、購入水を飲むことを洗脳されているようである。しかし、一度沸騰させると、成分栄養的に同じ水であること。又一度入れたボトルは、一週間伏せて内部が乾燥し、バクテリアが死滅してから入れること)

同業の皆様、転ばぬ先の杖で、小生のこのアドバイスを遵守して下されば、心外の喜びである。

酉年（年女）に想う

② 南薩支部 ① 島田博子

③あなたの健康法は？

時々、犬の散歩、時々、グランドゴルフ。という具合で、特に何もしていませんが、なるべく食事をバランス良くと思っています。

④あなたの座右の銘は？

念ずれば花開く（坂村真民）

仏教詩人の言葉ですので、深いものがあると思うのですが、プラス思考のもと夢を持ち続けられれば、おのずと道は開かれ、成就するもの。と、都合よく解釈しています。

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

12月1日、事務所移転をしました。市役所にも近くなり、明るい環境の中で、スタッフ全員気持ちを新たにがんばっています。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

法務局に採用されたことが、司法書士の道につながりました。他省に採用されていたら、同じく公務員として過ごし、定年後は多分、静かだけれど物足りない日々を過ごしているのでは・・・

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

牛。全般的にスロモー、かつ草食系なので。

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

高齢社会が進むなか、成年後見制度の活用が増加することにより、地域への貢献がより求められるようになると思います。そういう私は、成年被後見人の年齢に日々進行中。

⑨自由作文「酉年に想う」

去る、平成27年8月、夫が突然の病いに襲われました。具体に向けたテニスの練習中の脳出血、即入院、手術(≧◇≦)。この先どうなることかとオタオタしましたが、幸いなことに、恐れていた手足の麻痺や言語障害もなく、2ヶ月程で仕事に復帰できました。外見上は、何も変化はないものの、少し視野障害が残り、焦点が合わないことで、パソコン作業にややもたつくようです。不意打ちにあったような状況の中、人間、一歩先には何があるか分からないということ。普通に、平凡に生きられることの有り難いこと。それだけに、ありふれた言葉ながら、「今」を大切にしよう。と、あらためて思うことでした。

去る5月から、茅野良信先生をお迎えして、賑やかにになりました。心強い限りです。お互い切磋琢磨しながら、いい一年を、そして「今」を大切に過ごしたいと思います。

酉年（年男）に想う

② 霧島支部 ① 橋 口 孝 章

- ③あなたの健康法は？ 粗食・咀嚼
- ④あなたの座右の銘は？ 敬天愛人
- ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？ 姉の病気の回復
- ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 政治家
- ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 鶏ではなく鷹かな
- ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

物を言わない弁護士みたいな

⑨自由作文「酉年に想う」

酉年に何を想うのか私にとって頗る難題ある。この年になれば、日々生きていくことを真剣に考えるからである。少し体調が悪ければ「何か悪い病気では？」と勝手に悩んだりして、常に病魔と一人相撲している自分が存在するからである。

しかし、恒例とは言え、投稿の依頼をされたら断れないのが一般的であると思う。そこで干支について、少し調べることにした。

十干は、言うまでもなく甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸である。

そして、十二支と組み合わせられ厄年とか還暦・古希・米寿・白寿などの名詞が生まれてくるのである。

因みに1歳が甲子で10歳が癸酉、50歳が癸丑で61歳が甲子となり元に戻るのである。つまり還暦である。丙午43歳で古くからこの年は縁起が悪いとされ、厄病の名詞がつき「厄年」となったようである。

ただ医学的統計によると、43歳という年齢は、人類学上、最も変化が著しい時期であり、単純に言えば老化現象が始まり、即ち健康面において一番注意を要する時期との見解が正論のようである。

東洋の文化は、数字にしても各ごとき不可解不可思議である。このことは、古代より皇帝と言えども、ことあるごとに「占い」を頼りとして、その結果を神の言葉として徴用していたことに起因するようである。

つまり、「占い」は神の口だったのである。昨今でもどこかの国で「闇の占い師」が社会を非常事態に陥れているようだが、これも歴史の踏襲なのかもしれない。

又、一方遙か昔から世界の経済、政治の中枢を握るユダヤの世界で継承されてきた秘儀「カバラ」。そこから編み出された占術の「カバラ数秘術」も十二支に似て興味深いものがある。

常日頃、法的難問を抱えている私たち司法書士も是非、必見すべきでそこには神秘的な空間が広がり、楽しい世界が待っていることを無担保で保証する。但し、真正の程は担保しない。

閑話休題，来年，大河ドラマで「西郷隆盛」が放映されるようである。どのような西郷像が映し出されるのか，今から楽しみにしているもう一人の自分がここにいることを案内して「酉年に想う」としよう。

そして，最後に薩摩人なら「敬天愛人」について，「このくらいは知っておこう」を紹介し，ボケッコーとする。

- 1 道は天地自然の物にして，人はこれを行うものなれば，天を敬するを目的とする。天は人も我も同一に愛し給う故，我を愛する気持ちをもって人を愛するなり。
- 2 人を相手にせず，天を相手にせよ。天を相手にして己を尽くし，人を咎めず，我が誠の足らざるを尋ぬべし。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 藏園真一

県会より，原稿文の依頼がありました。依頼文に従って，述べていきたいと思えます。先ず①氏名は，藏園真一といいます。②所属支部は，鹿児島支部です。③健康法は，免疫力を高めることです。具体的にはストレスを溜めないことと十分な睡眠をとること。判定基準は，体温を36.5度以上に保つことです。④座右の銘は，『以和為尊』『為美里仁』です。⑤最近嬉しかったことは，実務に慣れてきたことです。⑥Solution profession ⑦伏竜 ⑧全分野問題Solution profession ⑨これからの世界は，人工知能（artificial intelligence）の発達により，人類は大きな変化に直面することになる。当然，司法書士も人工知能を活用し，より高度な業務形態となっていくことだろう。つまり，知識の記憶・理解・応用の世界からより知識の活用・創造が求められるだろう。さらに，分子生物学の発達により，より健康で長生きできる社会が到来する。そこで求められるのは，情の世界と理性（論理）・空想（想像）の世界の調和であろう。つまり，人間らしさということなのだろう。自然とともに歩むというでもあるのだろう。

酉年（年男）に想う

② 霧島支部 ① 愛 甲 重 文

③あなたの健康法は？

2016年4月に大病を経験し、食事に気を配り、歩くこと、筋肉をつけるための運動をすること

④あなたの座右の銘は？

継続はちからなり（ただし、年齢とともに根気力減退）

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

山菜（タラの芽）のおいしい部分とウドの好まれる食し方が分かったことと、一命を取り留めたこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

旅行業者か林業従事者

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

とり（陰日向なく努力しているつもりなので）

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

隣接士業と共生する街の法律家

⑨自由作文「酉年に思う」

皆さんあけましておめでとうございます。

今年は、生まれた干支年に当たりますので今の思いを列举してみます。

昨年、59歳になる新年を迎えた時、なぜか「来年は干支年で還暦か、干支年は色んなことがあるんだよな～」と思っていたところ、鬼が笑うどころか失笑されてしまったか4月に大病を患うも、命は取り留めることができた。前年度の12月に、何人か目の受託問い合わせで知人という理由で当職が受託した訟務事件で、入院病室まで連絡をされる羽目になり、「恨むで、ホンマに！」と怒り心頭。が、怒りを爆発する元気もなく、退院まもなくその件も落ち着く。内心印象はよくなかった知人の依頼であり、知人という理由等で情に流され意思疎通をはかれない可能性を感じつつの受託はすべきではないと再度痛感。

そして、昨年12月には、紹介を受けたが、結局、「中間省略登記」で当職ではどうしようもないことが判明し、結局、丁重にお断りした。しかし、果たしてそれでよかったのか一部の不安はある。

ここ数年、忙しい師走に、受託すべきか判断に困る案件に出くわしている。還暦を迎えたというのに、開業当時から訟務関係で御指導御鞭撻いただいた先輩のように一本道を進むことができず、未だに迷い続けていますが、「継続は力なり。」が基本だけど、「継続していれば色んな‘ちから’が作用する。」ことを実感しながら、もう一分張り二分張りしたいと思っています。

酉年（年男）に想う

② 大島支部 ① 辻 勝 則

③あなたの健康法は？ ウォーキング

④あなたの座右の銘は？ 初心忘るべからず

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

昔の友人に会えたこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 公務員

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 犬

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

高齢化社会を迎え、お客様のご自宅を訪問する機会が増えていくと思います。

⑨自由作文「酉年に想う」

平成29年は酉年です。十二支の動物の中で、唯一の鳥類です。

十二支の「酉」は、動物で表すと「鳥」ではなく「鶏」、ニワトリを指すようです。

私も2017年、酉年の年男で、生まれて5度目の酉年を迎えました。

年齢を重ねるのは、「もうケッコー。もうケッコー」と言いたいのですが、本年、またひとつ歳をいただくことになりました。

酉年生まれの特徴として、「洞察力があり、頭の回転が速く、几帳面で集中力や持続力があり、凝り性である。その反面、こだわりが強いので理想やプライドが高く、妥協が苦手である。」との記事を見たことがありましたが、私には当てはまらないような気がしています。

新年を迎え、私も、酉年生まれの人間らしく集中力や持続力を見習いたいと思いますが、5度目の酉年を迎えた年齢では、実現はなかなか、厳しいような感じです。

また、酉の年は、「取り込む」との文言につながり、運氣やお客様も取り込め、商売繁盛の年になると言われているようです。

皆様にとって、平成29年が、閑古鳥の鳴く1年でなく、千客万来の羽ばたく1年になりますよう祈念いたします。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 坂口松平

③あなたの健康法は？ 強いて言えば早寝早起き（10時就寝 5時半起床）

④あなたの座右の銘は？

特になし。毎日謙虚に生きようと努力しています。（なかなかできませんが）

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

北海道日本ハムファイターズの日本一

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 語学教師

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 猫になりたい犬

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

何年先の話かはわかりませんが、登記などの手続の仕事は、AI等技術の発達で無くなっているでしょうね。人間の争いや年を取ることは普遍ですから、これに絡む仕事しか残っていないと思います。

⑨自由作文「酉年に想う」

あっという間に、今年、還暦となります。

祖父が還暦の時は、近くのホテルの宴会場で祝賀会がありました。

真っ赤なチャンチャンコを着て孫に囲まれる幸せそうな祖父の姿を、今でも覚えています。

あれから、半世紀以上経ち、今や60歳は、まだまだひよっこです。

ライオンズクラブなどの所属団体でも、若手のホープと言われて、力仕事から何から役が回ってきます。

まだまだ勉強したいことも、行きたいところもたくさん残っています。

健康に留意し、一日でも永く元気で家族や社会の為に、お役にたきたいと祈る毎日です。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 有馬勝郎

③あなたの健康法は？

食べ過ぎない。飲み過ぎない。遊び過ぎない。

④あなたの座右の銘は？

一期一会・一生懸命

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

3人目の孫が生まれたこと。香港旅行に行ったこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 農業

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 牛

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

高齢化に伴い相続登記が増加することが予想される中、相続登記のプロを目指し、信頼される司法書士になりたいと思っています。

⑨自由作文「酉年に想う」

平成29年の新春を無事、年男として迎えることが出来ました。年男といっても60才の還暦ですが、前回の年男の年は、法務局に勤務しており、当時は健康について深く考えていませんでした。

しかしながら、平成25年9月入院手術、翌年5月入院手術と続き、波瀾万丈のここ数年でしたが、何とか今年で5回目の年男(還暦)を迎えることが出来ました。どちらかといえば心配症(ネガティブ)な私ですが、入院手術が続いたお陰で、健康の大切さはもちろんですが、家族の大切さを知ることができ、支えてくれた家族のためにも、少しでも前向き(ポジティブ)に物事を考えていきたいと思っています。

司法書士を開業して6年を過ぎようとしています、これからもお客様に信頼される司法書士を目指して頑張っていきたいと思っています。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 児玉邦宏

今年は5回目の年男であり還暦を迎える。一応平穏無事な人生を過ごしてきたつもりであるが、これから先何が起こるかわからない。

最近、小学中学校の同級生たちと酒を酌み交わす機会が増えてきた。その席は定年退職、年金そして親の介護の話題で盛り上がる。同級生は定年のない小生が羨ましいようであるが、それなりに不安はある。還暦を迎える同朋達はそれなりに第二の人生に不安を抱いているようだ。12年後に迎える年男の際には、要介護認定を受けず元気で同級生たちと酒を酌み交わしたいと念ずるばかりである。

酉年（年男）に想う

② 大隅支部 ① 田 中 英 修

③あなたの健康法は？ 十分な睡眠と適度な飲酒

④あなたの座右の銘は？

認識においては悲観的に、意志においては楽観的に。

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

一年間無事に過ごせたこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

なれるものなら、思想家、作家、歌人、詩人。

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

すくなくとも、羊の皮をかぶった狼、ではないでしょう。

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

考えたことはありませんが、個人的には日々淡々と仕事をこなす。

⑨自由作文「酉年に想う」

ふるさとに戻り、この地で仕事を始めるとき、

「ふるさとの地を踏みしめて生ける人息絶ゆる人に寄り添っていく」と、刻んではみたが、省みれば、世事雑務に追われ確たるよすがも無きがまま。人からの問いかけ、財産処理、当該人にとっては一大事でも此方にとっては常のことと、規則で処理し、お帰り願い、また新件にとりかかる。身寄り無き人の後見に立ち、業務をこなす、そして死を看取り、わたくしの任務は終了。ただ、弔い上げもなく、霊魂は迷走し、雨に打たれ風に吹かれ、その涙は千切れ飛ぶ。

— 霊魂よ、せめて、霧島の山々に行き、春は美しき花となり、夏は深き緑となり、

秋は深紅の帯となり、冬はすべてを包み隠す雪となれ—

すべてを背負えぬことは分かっているが…。

今の決意、そしてこれからへの想いを言葉にすれば、

「苦しみを分かち合うこと難しくせめて手を取りそばに立ちつつ」と、わが身を謙虚に処し、小石を積み上げるがごとく、日々淡々と時を重ねたい。

+++++

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 田 中 和 俊

③あなたの健康法は？ ダンベルとワンダーコアによる自宅での筋トレ

④あなたの座右の銘は？ 念ずれば花ひらく

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？　ここでは書けません

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？　高校の現代文の教師

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？　犬

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

弁護士等の専門家としっかりと業務の割り振りがされ、他士業と連携のとれた業務をしている。融資や不動産取引において、今よりも司法書士の立場が尊重され、重要な役割を担っている。

⑨自由作文「酉年に想う」

まだまだ若いと思っていましたが、4回目の年男です。もう少し落ち着いた男になるはずでしたが、いまだに高校生の頃と変わらない感じです。思ったことを言って、思ったことをする。まあ、それでいいのかもしれませんが。今年は次男が高校受験。初めての人生の岐路に立ちます。長男もいよいよ高校三年生になるので、こちらも人生で一番重要な時期です。学校の先生や塾の先生は「勉強しなさいは逆効果」だと言うのですが、私は二人の息子を「勉強しろ！」と怒鳴りまくっています。実際は、彼らもそこそこ勉強しているので、そこまで言わないのですが、大人になったからわかる勉強法みたいなのがあるので、私もいっしょに勉強しています。息子たちの得意な数学は、私はまるでわからないので、やはり勝てるのは彼らの苦手な現代文です。現代文はセンスで解くものと思っていましたが、実はそれは間違いで、やはりちゃんとした法則がありました。人間いつまでも勉強ですね。

4回目の年男、今年もがんばります。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部　① 田中孝史

③あなたの健康法は？　寝ること

④あなたの座右の銘は？　俺がやらなければ誰がやる。

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

諸先輩方のやさしさに触れる機会を与えていただいたこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

おそらく、引きこもっていたと思います。

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

酉年だが鳥でないことは確か。視野は狭いし、後ろは見えないし、空も飛べない。

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

補助者とどつき漫才をしている司法書士。もっとも私はどつかれ役である。

⑨自由作文「酉年に想う」

年男になったが、今年も生かしていただくことができほっとしている。前回の酉年は司法書士試験の勉強をしていて、あまりの難しさに本当に合格できるのか不安であった。結局合格したが、果たして人間性は向上したかどうか自信がない。それどころか、12年前に楽々進めることができたロールプレイングゲームが、攻略本を読んでもなかなかできない。これではいけないと、今までにやったことがないものに挑戦しようと、アクションゲームに取り組むが、指がほつれて難易度がいちばんやさしくても最後までできない。このように、自分の好きなことさえままならない状況を見ると、12年の歳月は長かったと思う。これからの12年は、「本物の」ロールプレイングゲームに取り組む、つまり、積極的に動いて多くの人と会話するように努めたい。とはいっても、社会人たるもの虚構と現実の区別はつけなければいけないので、人の部屋に入って勝手にダンスの引き出しを開けるような真似はしないことを誓う。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 藺田 貴 充

③あなたの健康法は？

時々運動、時々休肝

④あなたの座右の銘は？

悩みながらたどり着いた結論は、やはりトレーニングしかない。

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

鹿児島支部のボーリング大会で優勝したことです。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

焼肉屋かな？

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 鶴

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

毎日が闘いで、未来像は浮かびませんが、各々がやりたいことやるべきことをやっていき市民の為になっていけば、良い未来が開けてくることと思います。

⑨自由作文「酉年に想う」

今年で3度目の年男を迎えます。2度目の時が、ちょうど司法書士を目指すべく勉強を始めた頃で、また妻と出会った頃だったと記憶しています。4度目の年男を無事迎えられるよう、日々鍛錬していきたいです。

酉年（年女）に想う

② 鹿児島支部 ① 柳 田 明日香

③あなたの健康法は？

睡眠をしっかりとする。

④あなたの座右の銘は？

明日は明日の風が吹く。

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

長年会っていなかった友人達と会えたこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

教育系か心理系。主に人と接する仕事を選んでいたと思います。

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 猫

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

人工知能によって、どのように変わっていくのでしょうか？

人工知能によって得られる解決より、司法書士に相談した方がよかったと思って頂けたらいいなと思います。

⑨自由作文「酉年に想う」

今年の私は、年女、本厄です。前回の本厄のときに司法書士試験に合格したので、悪いことばかりではないと思いますが、厄払いだけはしっかりしておこうと思います。

司法書士としては、今年で4年目を迎え、まだまだひよっこです。日々勉強の毎日で、色々な方に支えられながら、目の前のことをこなすことで精一杯の3年でした。感謝とともに、今年は自分と向き合う時間を作り、前に進んでいきたいです。



酉年（年女）に想う

② 鹿児島支部 ① 小 野 夏 実

③あなたの健康法は？

手洗い・うがい・よく寝ること。

④あなたの座右の銘は？

みんなちがって、みんないい

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

息子が肺炎になったが、楽しみにしていた音楽発表会までに治って参加できたこと。
毎日歌ったりピアノを頑張っていたので、嬉しかったです。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

ネイリストになりたかったです。

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

疲れるとすぐ目が赤くなるので、うさぎみたいと言われることがあります。

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

少子高齢化社会を迎え、相続や成年後見、財産管理に関する業務などが増えるのではないかと思います。従来の業務に加え、他業種の専門家と連携しながら、様々な問題解決を図るべく日々研鑽を積むことがますます求められるのではないかと思います。

⑨自由作文「酉年に想う」

12年前は、司法書士を目指して勉強ばかりしていた時期でした。人生には、歯を食いしばって頑張らなければならない時期があると思いますが、私にとっては、12年前がまさにその時期だったのではないかと思います。あれから12年、いよいよアラフォーと呼ばれる年齢になりました。気分だけは、12年前とあまり変わっていないと自分では思っているのですが、3歳の息子のダッシュについていけないことがあると、やはり年齢を重ねてきたことを実感します。今年は、年女で本厄にあたります。健康に気を付けて、36歳の女性として恥ずかしくない生き方をしていきたいなあと、身を引き締める思いです。

酉年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 木 藤 貴 文

③あなたの健康法は？

笑うこと

④あなたの座右の銘は？

大河は静かに流れる

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

家族で初日の出を見たこと

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

学校の先生

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？　ダチョウ

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

安心して通える歯医者さんのように，登記や後見，その他の業務においても，専門職として依頼者が安心して任せられる司法書士。どの歯医者でもよいというわけではない。

⑨自由作文「西年に想う」

今年36歳になります。あらためて数字にしてみると，24歳からひとまわり経て年をとったなと思います。ストレスは病気のもと。なやみは尽きないのだから，どうせなら多くの時間を笑って過ごしていきたい。休みの日に明るいうちに風呂に入り，早い時間に始める家での晩酌が最高のリラックスタイムです。願わくば，今の私にとって大切なものが，12年後も揺らぐことなく生きていけていれば幸運です。（自分次第！）



全国青年司法書士協議会会長に就任して

南薩支部 梅垣晃一

はじめに

全国青年司法書士協議会（以下、「全青司」）は、鹿児島県青年司法書士会を含む全国の青年司法書士会の会員2800名で構成される団体です。人権、登記、裁判、司法・司法書士制度、憲法、民法、原発、ADRなどの分野の委員会が設置され、相談活動、研修会活動、意見提言をはじめとして先進的な活動をおこなっていると自負しています。また、毎年春季には全国大会・定時総会を開催し、秋季には、全国研修会を開催しています。私は、昨年3月に開催されたなら全国大会・定時総会において、本年度の会長の職を拝命し、現在、鹿児島会で構成する事務局メンバーとともに、東奔西走、奮闘中です。今年3月に開催されるいばらき全国大会・定時総会をもって退任となりますが、茨城は、私の故郷でもあり、その故郷で退任できることは感慨深いものがあります。

全青司をはじめたきっかけ

私が、全青司活動に積極的にかかわるようになったのは、10年前、青年会に入会して直後の頃に労働トラブル110番の担当者になったことが始まりです。全青司としても、おそらく初回の労働110番の開催のときであり、110番を始めたオリジナル・メンバーの熱気に満ちていた時期だったと思います。鹿児島会の担当者として準備をしているなかで全青司から労働法の講師をお招きし、その研修を受けるやいなや、司法書士の中にこんなにも先駆的な取組みをしている方がいるのかと感動したことを覚えています。いつか、私も、講師をする側になりたい、全国をまわって労働法の分野を広める側に回りたいと強く思い、簡裁事件受任推進委員会（当時）の幹事に名を連ねはじめました。

もうひとつのきっかけが、2009年（平成21年）に開催された全青司かごしま全国大会です。実行委員長を務められた内田大介さんのリードとのもと、事務局長として全青司の役員会や代表者会議に出席していくうちに、全青司という組織が、司法書士制度の発展のために果たしている役割やその欠くべからざる機能というものを体感することとなり、全青司が、全青司としての熱量（若い、たくましいエネルギー）を維持したまま、市民のためにあるべき司法書士像を探求し、それを体現しつづけることが必要であると考えようになっていきました。「全青司は、司法書

士の良心である。」との先輩からの教えや、そうであり続けなければならないという自戒のもと、その後約7年にわたり全青司の役員としての活動を続けてきました。

現在も奮闘中

本年度は、「法と暮らしのセーフティネットの担い手として～想像し、行動し、つながる・つなぐ青年法律家としての司法書士の職責を果たす～」をテーマとし、上述の分野を中心として11の委員会を組成して、活動を続けています。さまざまに発生する社会問題、そして、その基底あるいは周辺に存する無尽蔵な法的課題（法的需要）に対して、司法書士の一人一人が、まさに市民の権利擁護のための「セーフティネット」（安全網）の一つとしてその職責を果たしていくことが強く求められているのではないのでしょうか。そういう思いを執行部で共有して事業を展開しています。また、本年度は、月報全青司の配布とは別に、会員向けにメルマガ「ブリッジ」を、2週間に1回のペースで配信して、執行部の考え方や、問題意識の所在、あるいは事業の内容をその都度会員に報告しながら、透明性の高い事業執行を目指しております。

次の世代へ

私は、青年会の代表ではありますが、司法書士として12年を経過しようとしており、すでに「若手」とも「青年」ともいえないような立場になってきました。願わくは、私たちの鹿児島執行部の動きを近くでみていただいた鹿児島の若いメンバーが、刺激を受け、続いて鹿児島から何かをはじめよう！と奮起していただくことです。鹿児島の若手メンバーは、児童養護施設や更生保護施設への訪問活動や相談活動、青空相談会の開催など先進的な取り組みを行っています。また、何と云っても、他会の方がうらやむほど青年会の組織率が高く、結束力が強いのですから、それらの強みをいかして、私たちに続いていただきたいと思います。かごしま全国大会の開催から9年を経過しようとしています。10年目を前に、また、何か、新しいことを始めてみませんか。

熊本地震の避難所での法律相談に参加して

鹿児島支部 新村 明 俊

平成28年4月に起こった熊本地震に対し、全国青年司法書士協議会は梅垣会長を本部長とする災害対策本部を設置し、6月11日(土)～12日(日)にかけて避難所を巡回する一斉相談会を実施しました。私は、参加の呼びかけをいただいたことと、地震の3か月前に阿蘇神社を訪れた際、巨大な楼門(地震で倒壊)に感動して長いこと眺めていたことを思い出して、相談会への参加を決めました。

鹿児島からは5名が参加し、車2台に分乗して熊本に向かったのですが、たまたま私が乗せていただいた田中会長車には、前日の定時総会前に開催された被災地での法律相談に向けた研修会で講師をされた福岡県会の前田美穂司法書士も同乗されていたので、被災者にとって役に立ちそうな制度やその手続きなどについて、細かい点についてゆっくり話すことができ、本番でとても助かりました。

集合場所となっていた熊本県司法書士会館で各避難所を回るコース別にグループの組み分けがなされ、鹿児島からの参加者は、それぞれ別々の班に振り分けられ、私は熊本や福岡からの参加者と一緒に益城町の総合体育館に向かいました。

そこは被害の大きかった益城町の中でも、もっとも大きな避難所であり、熊本YMCAによりしっかり管理された施設で、到着するなりYMCAのスタッフから避難者のプライバシーを守るため、避難所内での行動についてさまざまな指導を受けました。

今回の相談の基本的なスタイルは、避難所の責任者に了解を得たうえで、直接避難者の方々に声をかけていく、というものでしたが、益城町総合体育館では、それは禁止されており、廊下の一部に机とイスを並べ、そこで相談を受けるというものでした。それもあってか、相談に来られる方の相談内容は、他の避難所に比べると、いわゆる悩み相談的なものよりは法律的なものが多かったようです。1日で約10件の相談があり、そのうち私は4件の相談に対応しました。(2, 3人一組で対応しました)

具体的な相談内容としては、

- ①全壊した自宅の住宅ローンの返済免除
- ②借りていた賃貸住宅の賃料支払いの必要性



- ③自営業再開への援助
- ④自宅ブロックの倒壊で破損した他人の車についての損害賠償
- ⑤仮設住宅入居の条件
- ⑥罹災証明書の被害判定への不満 などでした。

住宅ローンについては、まさに地震が起こった4月から適用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の概要や手続きを説明しましたが、窓口となる金融機関がこの制度をまだほとんど知らないと思われたため、そのつもりで粘り強く金融機関と交渉するように伝えました。

こういった法律相談以外にも、子どもの言葉遣いが荒く、暴力的になってきたという相談もあり、実際、小学2年生くらいの男の子が相談中の父親に激しくぶつかってきたり、なぐりかかったりする場面がありました。あとで知ったのですが、これは子供の「試し行動」と呼ばれるもので、避難生活のように不安な日々が続くとき、親が自分をどの程度まで受けとめてくれるのかを探る、つまり愛情を試すためにとる行動だそうです。

そのほかにも、避難所からかかりつけの病院までの通院が大変とか、駄菓子屋を小学校の前で営んでいるのだけど、子供たちが待っているから一日も早く再開したいというような、いろんな悩みや希望を話される方が多く、だいたい一人の相談者あたり40～50分程度、長い人は2時間近く話している人もいました。当然、相談会場ですぐに解決できるような内容のものはほとんどなく、さまざまな制度の紹介とその手続き、関係機関の連絡先を伝える程度の回答しかできませんでした。

それでも、妻・子ども3人とともに避難しており、つい数日前の仮設住宅の抽選に漏れて気落ちしているという50歳くらいの男性から、相談が終わった時「一人であれこれ考えていると気が滅入るが、今日は話を聴いてもらえてずいぶん楽になりました。」と、言ってもらえたのはうれしかったです。

このような大きな災害後の法律相談では、被災者の話にゆっくり耳を傾けることが特に大切だと思いますが、法律的に解決できる問題、例えば債務整理、賃金不払いなどの労働問題、賃貸借関係、隣人関係、消費者問題、不動産の名義変更など、我々司法書士が解決に協力できる問題も数多くあることを強く感じました。

平成28年11月18日には、今回の熊本地震で設置された避難所のうち、最後まで残っていた西原村の避難所が閉鎖され、一時18万人に上った避難者もすべて自宅に戻ったり、仮設住宅等に入居したとの報道がなされていました。避難者のみなさんが一日も早く、以前どおりの平穏な日々を取り戻されることを祈ります。

ちょっと、おじゃまします。Vol.10

「司法書士本庄宏事務所」

志布志市有明町野井倉8282番地34

平成28年12月22日（木） 15時30分～16時30分

本庄宏さん



1. そもそも鹿児島に来ることになった理由をお聞かせください。

端的に申し上げますと、司法書士の仕事をするため、ということになります。もともと、ここ有明町で花北司法書士が30年ほど仕事をされていたんですが、花北先生が廃業を考えているということで後継者を探されていたんです。有明町では司法書士が花北先生しかいらっしゃらなくて、司法書士がまったくいなくなると地元の方々が困ってしまうだろうという思いがあったようです。そんな中、私が参加した大阪の司法過疎対策フォーラムで花北先生と出会い、話をお伺いして承継という形で事務所を引き継がせてもらいました。

———以前から司法過疎地域で開業したいと考えていたのですか？

私はもともと大阪の事務所に3年半ほど勤務していたんですが、その事務所は勤務の司法書士はいずれは独立、という雰囲気でしたので、私もそろそろ独立を考える時期なのではないか…という思いがありました。司法過疎地域での開業に興味はありましたし、また、事務所の所長の後押しもあったので、有明町で開業することを決意しました。

2. 鹿児島に来て何年になりますか？

平成20年4月に鹿児島に来ましたので、約8年半になります。それまで鹿児島には来たことがなかったので、その時が初めての来鹿になります。

3. 事務所を開業して何年になりますか？

鹿児島へ来たのとほぼ同時期に開業しましたので、こちらも約8年半になります。最近では事業承継や遠隔地で開業される方も増えていますが、司法過疎地域での開業は当時では珍しく、先がけだったのかなと思います。

4. 出身地をご紹介ください。

生まれも育ちも兵庫県神戸市になります。鹿児島に来るまではずっとあちらにいたので、30歳前半まで神戸に住んでいたということになります。

5. 県外出身者だからこそ感じる鹿児島の良さや生活をしていく上で（または事務所をやっていく上で）苦労した点はありますか？

まず、食べ物がおいしいですね。個人的に刺身が好きなんですが、鹿児島の魚は新鮮でお

いしいと思います。南大隅相談センターの近くにスーパーがあつて、時間に余裕があるときはそこで刺身を買って食べたりしています（笑）。あの辺りはカンパチが名産なので、新鮮ですごくおいしいですよ。あとは、人が温かいです。コミュニティが比較的小規模な分、相互扶助精神にあふれているので、親密な関係を作っていくやすいのかなと思います。

苦勞する点としては、通常は、仕事のエリアと私生活のエリアは別だと思うんですが、有明町で仕事をする、それが同じになってしまうんですね。人との関係が近いがゆえに、私生活の中でも司法書士としての自分がある程度意識せざるをえない部分があります。そこは一つの苦勞かなと思います。もう一点は、言葉ですよ。約8年半鹿児島に住んでいるので、業務においては何とか過誤がないように会話できるようになったと思いますが、くだけた日常会話のレベルでは、理解が難しいことがあります。相手の冗談などに適当に相槌していると大変なことになるので、難しいです（笑）。

6. 前職は何をやっていましたか？

先ほど申し上げたとおり、大阪で3年半ほど司法書士の修行をして鹿児島に来たというわけなんですけれども、司法書士になる以前の前職となりますと、私は会社員経験というものがありません。それまではアルバイト等をしていました。

7. 司法書士になろうと思ったきっかけはありますか？

やはり「法律」に興味を持っていました。「社会というものはどういう仕組みで動いているんだろう」といった「社会のルール」に興味があったというところがありますね。正直、弁護士も考えなかったわけではないのですが、やはり一発で合格できる道のある司法書士を志しました。あとは、実際に社会経験を積んでみたいという思いがありました。司法書士を目指し始めたのは、28歳頃からということになりますでしょうか。

—————「法律」に興味を持ったきっかけがあるのですか？

きっかけというか・・・もともと興味を持っていたんですね。ただ、大学は法学部を専攻していたわけではないです。私は、歴史や地理といった社会科目が苦手だったので、文系を選択せずに理系を選択していました。法学部となると文系ということになるので、大学では当時興味を持っていた「材料開発工学科」（削除）を専攻していました。

8. 業務内容やその割合等をお聞かせください。

現時点で割合としては、不動産登記が8割、商業法人登記が1.5割、その他裁判・後見業務が0.5割ぐらいかなというところですね。こちらの地域柄としては、やはり相続関係の業務が多いということがあります。農家さんも多く、農地を承継するために相続登記が必然的になりますし、住宅を持っていらっしゃる方も多いので、他の地域と比べたら相続登記の依頼は多いのではないのでしょうか。

9. 今後の目標（思い描いている未来像など）をお聞かせください。

子どもが3歳と1歳でまだ小さいものですから、まず子どもたちを無事に社会に送り出せるまで、「平和に」と言うのと語弊があるかもしれませんが（笑）、この地で楽しく仕事を続け

ていきたいと考えています。これまでに加え、子どもを通じての社会との関わりの中で、地域とのつながりをより深めていけたらと思います。保育園であったり今後は学校であったり、子どもがいるとどうしても社会との接点が増えてくるので、自分の今までの行動範囲に加えてプライベートなところでも社会とつながってくるんですね。そんな仕事とプライベートが混ざっていくような世界を、いい意味で楽しんでいきたいです。

10. 事務所近辺のおすすめのスポットを教えてください。

志布志市役所の近くにJAあおぞらというのが農協さんにあるんですけど、そこがやっている「あおぞらカフェ」がおすすめです。そこではナンカレーにご飯を無料でつけることができます！しかもそれで500円ですので、すごくリーズナブルな食事をとることができますよ。もちろん、味もおいしいですし、ナンカレー以外にもリーズナブルなメニューがあります。地元でも人気があってお客さんも多いスポットです。

あと、志布志にはご存じのとおり「マルチョンラーメン」がありますよ！



新入会員紹介



- ①氏名 乾 悟
- ②事務所所在 大島郡喜界町大字湾158番地6 (いぬい登記事務所)
- ③入会年月日 平成28年6月20日
- ④出身地 鹿児島県大島郡喜界町
- ⑤趣味 ジョギング

⑥自己紹介 はじめまして、今年6月に入会しました乾悟と申します。喜界島で生まれ育ち、測量士として島の建設会社で数十年勤務。介護が落ち着いた平成20年に、測量の技術を生かし島に貢献できる職業として、土地家屋調査士を目指そうと思い、知人に相談したところ、「それなら司法書士も一緒にとれば、登記のことが全てできて、島民はとても助かる」とアドバイスをもらったことをきっかけに資格取得を目指し上京。平成21年度土地家屋調査士試験及び平成25年度司法書士試験に合格。東京にて両資格の実務修行を重ねてきました。

⑦今後の抱負 島を離れて8年、今年6月、島に戻り司法書士・土地家屋調査士・行政書士事務所「いぬい登記事務所」を開設しました。行政書士の嫁さんと二人だけの小さい事務所ですが、喜界島での登記のことならワンストップでお任せいただけるよう、ひとつひとつ信頼を築いていきたいです。開業してまだ日が浅く、毎日が勉強の日々ですが、ぜひ喜界島、ひいては鹿児島県司法書士会に貢献していきたいです。何卒よろしく願い申し上げます。



- ①氏名 野間 修二
- ②事務所所在 霧島市国分清水1丁目6番9号
- ③入会年月日 平成28年7月4日
- ④出身地 福岡県北九州市
- ⑤趣味 いろいろと学ぶことが好きです。学ぶ対象は、年々刻々と変化していき、ある時は中央アジアから西アジアにかけての歴史であったり、また、縄文文化であったり、仏教やイスラム教などの宗教であったり、気象予報に関するものであったり、という具合です。今は、いろいろな外国語にハマっています。でも、外国語は全くモノになっていませんが・・・。

⑥自己紹介 私は、昭和31年6月生まれで、還暦を迎えての登録となりました。高校を卒業するまで北九州で過ごし、その後、東京で大学への入学卒業と就職をしました。前職は、東京都の職員で、そこに25年間勤務した後、退職して、親の居住地である霧島市に住んでおります。

⑦今後の抱負 私のこれからについて、「第二の人生」だと捉えることもできますが、私自身はそう思っていません。私の人生をサッカーの試合に例えるとすれば、東京都の職員時代が前半のハーフ、退職して司法書士試験に合格後登録するまでがハーフタイム、そして今まさに後半のハーフが始まったということになります。何が言いたいかというと「第二の人生」が始まったのではなく、「第一の人生」の後半戦が始まったばかりだ、ということを知りたいのです。ですから、第一の人生の前半は25年間でしたので、当然その後半も25年間を想定しており、健康面に問題がなければ、当面85歳まで、司法書士として努力する予定です。私の「第二の人生」があるとすれば、その後、ということになりますね。

仕事以外では、鹿児島の言葉をはしゃぐようにしたいです。



- ①氏名 久井 一 弘
- ②事務所所在 鹿児島市真砂本町52番4号
- ③入会年月日 平成28年7月4日
- ④出身地 鹿児島市
- ⑤趣味 野球観戦, 喫茶店巡り

⑥自己紹介 皆さんこんにちは、平成27年度司法書士試験に合格し、7月4日に登録をいたしました久井と申します。

現在は、開業をしたばかりでいろいろとすることが多く、なかなか趣味の時間を持つことが難しいですが、いろいろな方たちに会う機会もあり、充実した毎日を送っています。

⑦今後の抱負 今はまだ司法書士の経験も浅く、わからないことも多々ありますが、一つ一つの仕事を大切にしながら日々前向きに頑張っていきたいと思っています。そして、身近な法律家として多くの方の力になることができる司法書士を目指したいと思っています。まだまだ未熟ですが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願ひします。



- ①氏 名 石 本 憲 史
②事務所所在 大島郡徳之島町亀津7622番地（うみかぜ総合法務事務所）
③入会年月日 平成28年7月21日
④出 身 地 高知県高知市
⑤趣 味 ランニング・バドミントン・スキューバダイビング

⑥自己紹介 鹿児島県司法書士会の皆様はじめまして。わたくし石本憲史と申します。
司法書士試験合格直後は3年ほど都内のいわゆる決済事務所で勤務しておりました。

日々決済業務ばかりを繰り返す中で、これから先の自分の司法書士としての未来に不安を覚え、様々な業務ができる場所を探した結果、徳之島へ流れつきました。

鹿児島へはこれまで観光などでお伺いしたこともありませんでしたので、鹿児島県民の皆様のお役に立ち、また様々な地を訪れさせて頂くことで鹿児島の魅力を県外の皆様へお伝えする一助になればと思います。

⑦今後の抱負 想像していた以上に多種多様な業務に囲まれ、いまは業務に追いつくことで精いっぱいですが、既存の司法書士像に囚われず、より依頼者様のご意向・ご希望に沿えるような法律家となれるよう一層精進する所存です。



- ①氏 名 新 田 大 博
②事務所所在 始良市平松4958 アサヒビル1階
③入会年月日 平成28年8月23日
④出 身 地 始良市
⑤趣 味 ツーリング、旅行

⑥自己紹介 今回入会させて頂くことになりました、新田大博と申します。東京で補助者として数年程（ただ、オンラインになる前の書面申請の時代ですが）業務に携わっていました。その頃は、バブル時代であり、毎日のように各法務局を廻っていました。さすがに、帰宅すると、グッタリでした。30代半ばを過ぎたころ、両親の介護が必要になり、故郷の鹿児島に戻ってきました。10年程介護しました。過去の経験を生かして、今後とも頑張っていきたいと思っております。

⑦今後の抱負 独立開業（平成28年8月25日に営業開始）して、半年から1年間は、赤字覚悟です。とりあえずは、地元の皆様に、顔と名前を覚えてもらうように、日々い

ろんなイベントに参加していきます。まだまだ若輩者ですが、諸先輩のご指導を頂きながら、一つ一つの業務を誠実に、一生懸命努めていく所存でおります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



- ①氏名 佐藤 優希
- ②事務所所在 鹿児島市金生町7番10号アリマビル5階（司法書士事務所タスク）
- ③入会年月日 平成28年9月20日
- ④出身地 鹿児島市西陵
- ⑤趣味 野球観戦（主にテレビです）、漫画を読む、手芸をするなど、インドアなものばかりです。

⑥自己紹介 平成27年度に合格し、昨年9月に登録致しました、佐藤優希と申します。
生まれも育ちも鹿児島です。大学卒業後、アルバイトをしながら勉強を続けていたため、社会人経験が全くない状態でしたので、合格後1年ほど補助者として実務の経験を積み、登録致しました。

現在は、金生町の中村先生の事務所で勤務させていただいており、勉強することばかりの日々を送っています。

⑦今後の抱負 司法書士としてまだまだ勉強不足、経験不足なことが多いため、たくさんの経験を積み、様々なことを吸収して、早く一人前の司法書士になりたいです。また、一人一人のお客様に誠実に対応できる司法書士になっていきたいと思っています。

司法書士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

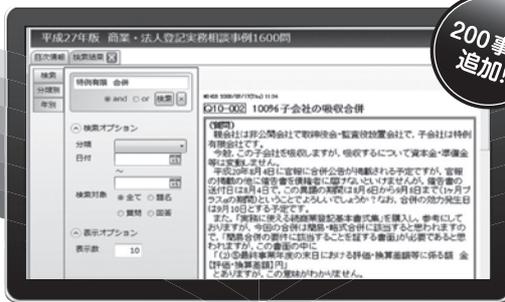
損害保険・生命保険代理店
有限会社 AFI コンサルタント
川畑 秀世
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684

NEW

一般社団法人 商業登記倶楽部編 商業登記倶楽部

平成28年版

商業・法人登記1600問 実務相談事例 +200



特徴①

一般社団法人商業登記倶楽部の実務相談室に寄せられた商業・法人登記に関する相談事例と回答の中から、重要な事例を約1800問セレクトしました。

特徴②

各事例、分野別、年度別に収録。添付CD-ROMの検索ソフトを利用すれば、自由なキーワードで目的の相談事例を瞬時に検索することができます。

キーワード検索は全文検索のほか、分類別、日付範囲、質問文、回答文から条件を絞り込んで検索を行うことができます。

+200はCD-ROMのみのご提供となります。+200を利用するには、商業・法人登記実務相談事例1600問が必要です。

価格・ご注文方法はホームページよりご確認ください。

ちから
権

司法書士システム“権”

- NEW オンライン申請パスワード管理
- NEW 株主リスト作成
- NEW オンライン補正書新様式対応

新時代到来! 「案件カルテ」

- 所員全員が案件を把握できるよう情報を共有したい!
- 案件の進捗を管理し、処理遅れや漏れを防止したい!
- 登記以外の書類や情報を効率よく作成し、管理したい!

業務の効率アップと 信頼性向上を お手伝いします。

NEW Googleカレンダーと連携!

“権”で登録したスケジュールがスマートフォンで確認・変更できます。

案件カルテの概要

- 登記以外の様々な必要書類を作成
- 案件の関連情報を電子受託簿に記録
- 書類収集状況のチェック
- 案件進捗状況のチェック
- 案件・全体のスケジュール管理(Googleカレンダー連携)
- 様々な連絡事項の記録・確認ができるノート機能
- 物件調査、登記関係書類、見積・請求のデータ連動

【※案件カルテが装備されるのは不動産登記システムのみとなります】

【開発元】

<http://www.legal.co.jp/>



法律とコンピューター

株式会社リーガル。

〒791-2114 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

〒760-0856 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライズ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95

TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

HITACHI
Inspire the Next

司法書士の 「思考する時間」を守る。

The Pro-firm System Series

サムポローニア[®]8

The Pro-firm System Series

サムポローニア[®]8 CLOUD



サムポローニアはパッケージ型とクラウド型の2つのシステムをご用意しています。

個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティ管理は極めて大きな問題です。

サムポローニアのクラウド型システムは、重要データが外部のデータセンタに保管されるため、

災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。

またデータを共有できるので複数拠点で同時利用が可能となり、利便性が向上します。

- 1 司法書士業務支援ソフトウェアを
30年以上にわたって手がけてきた信頼と実績
- 2 わかり易い入力画面をはじめとする
優れた操作性
- 3 受任業務から申請業務、請求、会計処理まで
対応する充実した機能
- 4 パッケージ型システムと高度なセキュリティの
クラウド型システムをご用意
- 5 法改正、オンライン申請など
司法書士業務の変化に対応
- 6 司法書士業務を熟知した専任のオペレータによる
充実のサポート体制
- 7 日立グループの総合的なサービス、ソリューションで、
よりよいビジネス環境づくりをご提案
- 8 豊富なシステムラインナップで、業務をしっかり支援
 - ▶ 受任管理システム / 事件管理システム
 - ▶ 登記情報管理システム
 - ▶ 権利登記システム
 - ▶ 相続関連書類作成システム / マンション登記システム / 表示登記システム
 - ▶ 商業・法人登記システム
 - ▶ 請求会計システム
 - ▶ 成年後見システム
 - ▶ 電子認証システム / 裁判業務システム / 債権譲渡システム / 動産譲渡システム / 休眠抵当利息計算システム



◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978

営業所：関東営業所 / 東北営業所 / 名古屋営業所 / 西日本営業所 / 九州営業所

販売会社

株式会社 さかのうえシステム

TEL.0995-70-0299

企業承継・再生・再編と
不動産登記をめぐる諸問題
六〇〇〇円

特例有限会社の登記Q&A
二、九六三円

不動産登記実務の視点V
六、三八〇円

信託に関する登記(最新第二版)
六、一二二円

CD-ROM版 登記関係先例要旨総覧(第6版)
五、六、四七七円

CD-ROM版 不動産登記関係質疑応答集(第4版)
四、四三〇円

法人登記書式精義
(第1巻) 八、四七七円
(第2巻) 八、三七一円
(第3巻) 八、一八一円
(第4巻) 七、九〇五円
(第5巻) 七、七〇〇円

新実務供託法入門
七、〇〇〇円

登記研究総索引(751~800)
六、三〇〇円

新訂 渉外不動産登記
六、五〇〇円

実務からみた不動産登記の要点IV
四、七六二円

商業登記書式精義(全訂第五版)
二、九〇五円

公正証書と不動産登記をめぐる諸問題
六、二八六円

カウンタ―相談III
四、一九二円

近代的土地所有権の形成と帰属
四、五七二円

新・法人登記入門
四、〇九六円

月刊登記研究
定価七七六円
千八六円
一年分前納制
一〇、三四四円

逐条解説不動産登記規則I
六、〇〇〇円

判決による不動産登記の理論と実務
六、〇〇〇円

不動産登記記録例集
七、九〇五円

商業・法人登記300問
四、七二五円

新訂民事訴訟と不動産登記一問一答
七、六二〇円

新不動産登記法逐条解説
(一) 四、〇〇〇円
(二) 九、二八六円

注釈司法書士法(第三版)
六、四七七円

改訂簡易裁判所の民事実務
五、〇〇〇円

平成16年改正不動産登記法と登記実務
九、九〇五円

平成17年
不動産登記法等の改正と筆界特定の実務
六、一九二円

登記関係先例集(全十二巻)
一、三三八、三六六円

登記関係先例要旨総覧(登記研究総索引
一~五七〇先例の部)
品切れ

増補不動産登記先例解説総覧
品切れ

増補商業・法人登記先例解説総覧
品切れ

判例先例・逐条不動産登記法(増補第1版)
改訂中

新訂不動産登記関係質疑応答集
品切れ

” ” (追加編I)
三、六一九円

商業法人登記質疑応答集(増補第二版)
八、九五三円

登記研究総索引(一~五七〇)
品切れ

(2) 先例の部(登記関係先例要旨総覧)
二、四、一七五円
(1) 先例以外の部

判例不動産登記法ノート
(第一巻) 五、三〇二円
(第二巻) 五、三〇二円
(第三巻) 五、三〇二円
(第四巻) 五、三〇二円
(第五巻) 五、三〇二円

公図と境界
九、五〇〇円

改正区分建物登記詳述
四、〇九七円

一般社団・財団法人法の法人登記実務
四、〇〇〇円

体系不動産登記
七、〇〇〇円

事例にみる表示に関する登記
(4)(3)(2)(1)
三、四三三円
三、四三三円
三、四三三円
三、四三三円

民法と登記 全・中・下
各五、八二五円

民事法務行政の歴史と今後の課題 下
四、六六〇円
五、八二五円

進展する民事立法と民事法務行政
七、三三九円

戸籍六法 平成29年版
四、〇〇〇円

最新誤字俗字・正字一覧表
一、四二九円

新訂相続・遺贈の登記
一、六三八一円

民事申立手続実例集(最新第2版)
一、〇〇〇円

新法相続登記
に
による
家事審判
申立手続実例集
一、〇、六八〇円

不動産担保
競売・配当
申立手続実例集
九、三三四円

成年後見登記の実務
改訂中

訂土地
改家屋
台帳法解説(復刊)
二、九二三元

抵当証券事務の解説
三、一〇七円

旧法親族
戸籍
の基礎知識
四、八五七円

Let's オンライン キャンペーン

法務省「登記・供託オンライン申請」で登記申請等をご検討されている事務所様へ

その1 司Plazonセット

不動産(権利に関する登記)を対象に、申請情報作成(送信)・登記識別情報提供様式の作成(送信)・電子署名付与、送信後の処理状況、公文書の取得等や添付書類(登記原因証明情報等)のPDF変換・電子署名付与を司Plazonで一元的に管理することができるセット

司Plazon
不動産(権利)12ヶ月

SkyPDF®
CA EDITION

通常価格 ¥123,000 (税抜)

↓
キャンペーン価格

¥100,000 (税抜)

その2 QRささきくんセット

・法務省 申請用総合ソフトを利用した「登記・供託オンライン申請」に便利なセット
・不動産登記申請における登記原因証明情報などの添付書類(登記原因情報等)のPDF変換・電子署名付与、QRコードを利用した登記識別情報提供様式の作成に対応

QRささきくん
登記識別情報QRコード読取支援ソフト

SkyPDF®
CA EDITION

通常価格 ¥23,000 (税抜)

↓
キャンペーン価格

¥18,000 (税抜)

キャンペーン注意事項

※キャンペーン期間中のご注文に限ります。

※1 司法書士事務所様、または1 司法書士法人事務所様につき、初回注文のみ適用いたします。

キャンペーン期間 2017年3月31日(金)まで

司Plazon
不動産(権利)12ヶ月

- ◆登記・供託オンライン申請システムに準拠
- ◆登記情報提供サービスとのデータ連携に対応
- ◆登記識別情報QRコード読取支援ソフト「QRささきくん」の機能を包含
- ◆ご利用期間中の法改正対応・機能追加や操作サポートなどは追加料金なし
- ◆Plazonシリーズは「使用権」を購入してご利用いただけます

QRささきくん
登記識別情報QRコード読取支援ソフト

- ◆複合機orスキャナとパソコンがあればQRコードリーダーを購入しなくても登記識別情報提供様式を作成
- ◆かんたん！導入
- ◆複数枚連続してサクサク読み取り！

SkyPDF® CA EDITION

- ◆Windows10対応
- ◆登記原因証明情報などのPDF変換・電子署名がこれ1本でOK
- ◆電子証明書(セコムパスポートforG-ID) 対応
- ◆電子定款認証に対応
- ◆電子署名アルゴリズム「SHA-2」に対応

司Plazon とはじめる happy 3 months
トライアルキャンペーンも実施中！

司Plazonの機能(登記業務、請求業務)がすべて込み！

Plazonプログラムのバージョンアップ※も込み込み！

Plazonシリーズの操作方法に関するサポート※も込み！

上記すべてが込みで司Plazonを3ヶ月無料でお使いいただけます！

※トライアルキャンペーンご契約期間中のPlazonプログラムのバージョンアップや、ご利用・操作方法に関するサポートセンターへのご相談は追加費用無しでご利用いただけます。

キャンペーン注意事項

※キャンペーン期間中のご注文に限ります。

※1 司法書士事務所様、または1 司法書士法人事務所様につき、初回注文のみ適用いたします。

申込受付締切日 2017.6.30 fri.

開発・販売元

日本電算企画株式会社
Plazon総合サービスセンター
<http://www.plazon.com/>

〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル 10階
TEL:03-6403-5094 FAX:03-6403-5095

販売会社



心にグッとくる、愛あるスキルとサポートを
株式会社システムメディア
<http://www.sys-media.co.jp/>

〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港1-3-48
TEL:099-284-2016 FAX:099-284-2017
E-MAIL: info@sys-media.co.jp

好評図書のご案内



認可地縁団体・記名共有地をめぐる 実務Q&A

認可申請手続と不動産登記手続

山野目章夫 監修 後藤浩平 著

2016年7月刊 A5判 316頁 本体3,000円＋税

- 自治会、町内会等の法人化に係る申請手続や財産区・相続人等不明土地の登記手続も網羅した一冊。
- Qごとに関連する条文を掲載するほか、登記申請情報、添付情報の書式例、関係先例の全文、関係判例の要旨などを豊富に掲載。



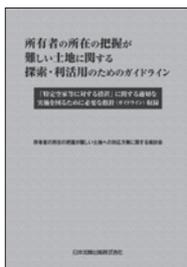
Q&Aでマスターする 民法改正と登記実務

債権関係の重要条文ポイント解説77問

東京司法書士会民法改正対策委員会 編

2016年9月刊 A5判 376頁 本体3,400円＋税

- 改正が司法書士業務にどのような影響を与えるか徹底解説。
- 登記原因証明情報や登記申請情報のひな形を多数交え、改正後の実務を解説。
- 特に実務に影響の大きい改正については、具体的な設例に基づきQ&A形式で解説。



所有者の所在の把握が難しい土地に関する 探索・利活用のためのガイドライン

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

2016年8月刊 B5判 320頁 本体1,800円＋税

- 国土交通省公表「所有者の所在の把握が難しい土地への対応」を一冊に。
- 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）についても収録。
- 事例集完全収録。



工場抵当及び工場財団に関する登記

五十嵐徹 著

2016年11月刊 A5判 400頁 本体3,700円＋税

- 工場抵当・工場財団の基礎知識から目録作成、設立・変更等の登記手続までの一連の流れを解説。疑問を抱きやすい点をQ&Aでフォロー。
- 主要条文、関係法令、先例・判例を細かに引用しているので根拠をすぐに確認できる。
- 登記申請に必要な様式記載例も収録。



涉外不動産取引に関する法律と税金

購入・賃貸借・売却・相続・登記・
所得税・法人税・相続税・租税条約

山北英仁・清水和友 著

2016年12月刊 A5判 504頁 本体4,300円＋税

- 外国人・外国会社による日本の不動産の購入・賃貸借・売却から保有不動産所有者の相続発生に伴う諸手続を解説。
- 関連する法律知識や、契約、登記、税務に関する実務までを網羅。
- 多数の登記添付情報を収録した事例や参考となる書式例・契約書例も収録。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部)

写真大募集！！

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します！

会報は、8月頃（定時総会特集号）と1月頃（新年号）の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることでできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい！

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております！！

【表紙写真解説】

毎年初日の出を撮影しているという会員からご提供いただきました。撮影日時は平成29年1月1日午前7時18分頃で撮影場所は鹿児島市の鴨池港ですが、毎年、そこには大勢の方がいらして、お日様が昇るといっせいに歓声があがるそうです。

特に今年は天候にも恵まれ、とても美しい初日の出だったものと思われまます。素晴らしい写真をご提供いただき、ありがとうございました。

【編集後記】

今回の「司法書士かごしま」新年号はいかがでしたでしょうか。

今号の「ちょっと、おじゃまします。」のコーナーでは、県外出身でありながら鹿児島において開業されている司法書士事務所にお邪魔してお話をお伺いしました。県外出身者だからこそ、の視点からの回答は興味深かったのではないかと思います。また、全青司会長や熊本地震被災者への相談会に参加した会員からの寄稿もおおいに示唆に富むものではなかったでしょうか。

「年男・年女」アンケートも含め、お忙しい中ご協力くださった皆様にはこの場を借りて御礼申し上げます。

発行担当：広報委員会 会報班

委員 田中喜久／委員 堂免公大／委員 益崎広樹／委員 福嶋哲平

発行年月日 平成 29 年 1 月 31 日

発行所 鹿児島市鴨池新町1番3号
司調センタービル3階
鹿児島県司法書士会
TEL(099)256-0335

印刷所 株式会社 プリンティング三州

話し合いで
解決しませんか？

鹿児島県司法書士会調停センター

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

ADR実施手数料
無料キャンペーン

平成28年4月 1日～
平成29年3月31日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
ADR実施手数料（申立手数料、手続実施者報酬、合意成立手数料等）が
無料でご利用いただけます。
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で
トラブルに
なっている…

アパートの借主が
家賃を
払ってくれない…

友人に
貸したお金が
返ってこない…

数ヶ月前から
会社が給料を
支払ってくれない…

大家さんが
敷金を
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ
ケガをしたが
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない…



あなたのお悩み、話し合いで解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P：http://www.shihou-kagoshima.or.jp/

